

広島アセアン協会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、広島アセアン協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東広島市に置く。

第二章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、広島とASEANとの相互の理解を深め、経済・観光・教育及び文化などの交流を推進し、もって友好親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済・観光・教育・文化などの相互協力に対する支援。
- (2) 相互理解・親善に必要な講演会等の開催。
- (3) 広島在住のASEAN諸国留学生への支援。
- (4) 会員相互の親善及び情報交換の支援。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(個人情報保護)

第4条の2 本会は、前条の事業を遂行するにあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)およびその他の関係法令を遵守するため、別に「個人情報保護指針」を定めるものとする。

第三章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、個人会員、法人会員および学生会員とする。

(入 会)

第6条 本会の趣旨に賛同する者で役員会が承認するものとする。

(退 会)

第7条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 脱会届を提出したとき。
- (2) 個人会員が死亡したとき。
- (3) 理事会で不相当と認められたとき。

第四章 役 員

(役 員)

第8条 本会に会長1名、副会長若干名、理事若干名、専務理事1名、監事2名の役員を置く。

(役員を選出)

第9条 理事および監事は総会において選出する。

(役員を選任)

第10条 会長、副会長および専務理事は理事会において互選する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中に選任された場合は、その残余期間とする。

(役員職務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐する。

3 専務理事は会長、副会長を補佐し、一切の会務を執行する。

4 理事は理事会を組織して会務を企画処理する。

5 監事は本会の会計を監査する。

(名誉会長、名誉顧問・顧問)

第13条 本会に名誉会長、名誉顧問および顧問をおくことができる。

2 名誉会長、名誉顧問および顧問は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第五章 会 議

(総 会)

第14条 総会は、毎年一回開催し、会長が召集する。ただし、理事会が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 総会は、会員の過半数（委任状または代理人を含む）の出席により成立する。

3 総会に付議する事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画および報告

(2) 予算および決算

(3) 役員を選任および解任

(4) 会則の改正

(5) その他理事会が必要と認めた事項

4 総会の決議は、出席者の過半数をもってこれを行う。

(理事会)

第15条 理事会は理事を持って構成し、必要にお応じ会長が召集する。

2 理事会は、理事の過半数（委任状または代理人を含む）の出席により成立する。

3 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に付議する事項

(2) その他会則に定めのある事項

4 理事会の決議は、出席者の過半数をもってこれを行う。

第六章 会 計

(経 費)

- 第16章 本会の経費は、会費、寄附およびその他の収入をもってこれに充てる。
- 2 本会の会費は次のとおりとする。
個人会費 年一口以上 (一口 3,000円)
法人会費 年一口以上 (一口 10,000円)
学生会費 年1,000円 (留学生は無料)
 - 3 年度途中に入会した場合の初年度納付会費は次の月額会費に残りの月数を掛けた金額とする。
個人会費一口月額250円
法人会費一口月額850円
学生会費一口月額 85円

(事業年度)

- 第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第七章 事 務 局

(事務局)

- 第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長および必要な職員をおく。
 - 3 事務局長および職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局長は、事業計画その他必要な事業の企画、立案を行う。

第八章 委 任

(委 任)

- 第19条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第九章 付 則

- 1 この会則は、2013年4月9日より施行する。